

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果：Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について Ⅱ-4. 廃棄物指導業務について 2. 産業廃棄物対策事業について ②代執行に伴う各手続きの不備について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
オ. 行為者（株式会社 F）への対応について（報告書 P191） 【現状・問題点】 市は、行為者である株式会社 F 及びその取締役 3 人に対して、行政代執行費用 567,662,695 円（うち廃棄物運搬・処理費用 210,585,634 円、有害ガス対策・整形・覆土等費用 357,077,061 円）の納付命令を行い、代表者との面談・財務状況を確認のうえ、滞納処分により債権回収を行っている。 交渉経過によると、納付命令額の全額が納付されることは現実的に見込めない状況であり、市は最低ラインとして一定金額を提示し、その残額（平成 26 年度決算上の収入未済額である約 5 億 6 千万円から実際に返済する一定金額を控除し額）については、事実上の債権放棄を行っている。 【結果】 これまでの交渉履歴及び納付計画書の記載をみる限り、市は前述 5 億円超の残額については事実上債権放棄を行っているものと考えられ、この点については、債権放棄までの諸手続きが踏まれている。また、市は納付命令額の全額が回収されることは現実的に見込めない状況であることを承知している。したがって、今後、債権者から回収を進められる額を精査し、当該回収額を確保する手法等を検討しつつ、法令の定めに従い速やかに債権放棄の手続きをとり、不納欠損処理についても検討されたい。 なお、執行停止措置を決定する際には、市が最低ラインとして提示した一定金額の分納の履行を前提として決定し、納付計画書に「当該一定金額の分納を履行した場合は、残額の債務を免除する」等、条件付き債権放棄を行う旨を明記して分納させる必要があるものとする。その後は、適宜納付金額の見直しを行うとともに、必要に応じて滞	現在、債権差押による強制徴収を執行しており、調定額に比して少額ではあるが、一定の回収ができています。また、行為者の一部が事業を営んでおり、収入が増加する可能性がある。 このため、執行停止を行わず、引き続き、行為者の収入状況を把握し、可能な限り回収していく。

納処分の執行停止（国税徴収法第 153 条）を検討 されたい。	
------------------------------------	--